



市公式サイトHP

なばり

2020年(令和2年)5月25日発行

主な内容

2……小児専門外来を開設 4~5……市立病院だより「きらり」



掲載の行事などは、新型コロナウイルス感染症対策のため、**中止・延期する場合があります**。事前にお問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

発行/名張市秘書広報室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 FAX 0595-64-2560 ✉pr@city.nabari.mie.jp

最新情報はHPをご確認ください



厚生労働省



三重県



名張市



三重県公式LINE
アカウント

COVID-19

5月14日現在

新型コロナウイルス感染症対策

「特別定額給付金」の申請書は届いていますか？

5月19日に発送します。25日を過ぎても届かない場合は、特別定額給付金事務局(☎63-6053)へご連絡ください。

- ① 申請書と返信用封筒が入った茶色の封筒が各家庭に届きます
- ② 同封の申請書に必要な事項を記入。裏面に世帯主の本人確認書類と通帳などのコピーを貼付
- ③ 出来上がった申請書を返信用封筒に入れて、郵便ポストへ投函
- ④ ご指定の口座に入金

申請の流れ



ご注意 マイナンバーカードは電子申請の場合のみ必要です / 感染拡大防止のため、原則、郵送か電子申請のみで対応します / 15日までに電子申請された世帯には申請書は郵送しません / 電子申請される場合、申請時にメールアドレスを登録いただくと、申請後に送信完了通知が送られます / 申請期限は8月25日(消印有効)です

・申請受付後、10日~2週間ほどで入金予定です(入金前に決定通知書を郵送します)。
・当面は受付が集中し、多くの書類について、審査・口座番号の入力・銀行による手続きなどが必要となり、予定が遅れる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に伴う個人向けの給付や貸付、税の猶予などの支援

事業者向けの貸付・給付などの支援については、市ホームページをご覧ください。



事業者向け
支援制度



個人向け
支援制度

	対象	内容	問合わせ先
給付	4月27日現在の住民基本台帳(住民票を世帯ごとに編成したもの)に記載されている人	特別定額給付金 一律1人10万円を給付	名張市特別定額給付金事務局 ☎63-6053(平日 午前8時30分~午後5時15分)
	離職や休業などにより、住居を失った人または住居を失うおそれのある人	住居確保給付金 ・33,400円(単身世帯) ・40,000円(2人世帯) ・43,400円(3人以上世帯) 《支給期間》原則として3カ月間	名張市社会福祉協議会(なばり暮らしあんしんセンター) ☎64-1526 (平日 午前8時30分~午後5時15分) ☎0800-200-7831 (平日 午前10時~午後4時)
	小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする人	小学校休業等対応支援金 令和2年2月27日~6月30日の期間で、就業できなかった日について、1日あたり4,100円(定額)を給付	厚生労働省コールセンター ☎0120-60-3999(土・日曜日・祝日を含む午前9時~午後9時)
貸付	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している人 ※対象児童は令和2年3月31日までに生まれた児童で、3月まで中学生だった児童(新高校1年生)を含む	子育て世帯への臨時特別給付金 令和2年4月分(3月分を含む)児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を給付 ※5月29日に、対象世帯に案内文書を郵送	子ども家庭室 ☎63-7594(平日 午前8時30分~午後5時15分)
	離職や休業などにより収入が減少し、今すぐに生計を維持するための貸付を必要とする世帯	緊急小口金 貸付上限:20万円以内(要件あり) ※据置期間:1年以内、償還期限:2年以内	名張市社会福祉協議会(なばり暮らしあんしんセンター) ☎64-1526 (平日 午前8時30分~午後5時15分) ☎0800-200-7831 (平日 午前10時~午後4時)
給付・貸付	収入の減少や失業などにより、日常生活を営んでいくことが困難となっている世帯	総合支援金 貸付上限:月20万円以内(2人以上世帯)、月15万円以内(単身) ※据置期間:1年以内、償還期限:10年以内	同上
	家計が急変し、奨学金を希望する学生	奨学金業 給付奨学金、貸与奨学金	日本学生支援機構 ☎0570-666-301(平日 午前9時~午後8時)

※5月14日時点の情報です。

市や総務省などが給付金の給付のために、手数料の振り込みや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審に思ったら、名張警察署(☎62-0110)や消費者ホットライン(☎188番)へ

市税などが一時的に納付できない場合は、猶予や分割納付などの制度もあります。まずは、下記の担当室へ電話でご相談ください。

市税(住民税、固定資産税等) ☎ 収納室 ☎63-7439
後期高齢者医療保険料 ☎ 保険年金室 ☎63-7105
介護保険料 ☎ 介護・高齢支援室 ☎63-7599
市営住宅使用料 ☎ 営繕住宅室 ☎63-7740
道路占用料 ☎ 維持管理室 ☎63-2151(管理担当)

国民健康保険税 ☎ 保険年金室 ☎63-7445・収納室 ☎63-7439
国民年金保険料 ☎ 保険年金室 ☎63-2148
保育料 ☎ 保育幼稚園室 ☎63-7919
上下水道料金 ☎ 上下水道部お客さまセンター ☎63-4111
水路占用料 ☎ 農林資源室 ☎63-7635(農村基盤担当)